

大津地方裁判所 高浜3・4号仮処分決定文の紹介

3月9日の大津地方裁判所の仮処分決定^{*1}は、稼働中の原発を停止させた画期的なものです。この決定は、伊方原発最高裁判決を踏まえて、立証責任を関電に課しています。さらに、福島原発事故のような甚大な災禍を二度と繰り返してはならないことを根底に据えています。

この決定を踏まえて、全ての原発の廃炉に向けた取り組みを強めていきましょう。決定文の内容について学び、多くの方に広げていきたいと思い紹介します。

決定を出された大津地裁の山本善彦裁判長、小川紀代子裁判官、平瀬弘子裁判官、そしてこの決定を勝ち取った原告・弁護団に感謝します。

2016.3.22 グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／美浜の会

【1】判断の枠組み：主張立証責任の所在について

(1) 伊方原発最高裁判決を踏まえて、立証責任を関電に課している

伊方最高裁判決を踏まえて、民事の場合でも、資料の多くは電力会社が有しているため、立証の責任は関電にあると判断。

・本件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。(p42)

[引用者注：「債務者」とは関西電力のこと]

(2) 福島原発事故を踏まえて、設置変更許可を受けているという事実のみで、関電が主張・疎明を行ったとすることはできないと、厳しく判断

さらに決定は、福島原発事故を踏まえて、原子力規制がどのように変化し、その結果高浜3・4号の安全性がどのようになったのかを「主張及び疎明を尽くすべき」として、設置変更許可を国から受けたからそれによしとしてはならないとしている。この点は、これまでの裁判で、「国の許可を受けている」ことで、「専門家の判断を踏まえている」ことで立証責任を果たしたとし、安全性は保証されているとの判断とは全く異なっている。

このとき、原子力規制委員会が債務者に対して設置変更許可を与えた事実(前提事実(7))のみによって、債務者が上記要請に応える十分な検討をしたことについて、債務者において一応の主張及び疎明があったとすることはできない。(p43)

[引用者注：「疎明」とは、仮処分等で迅速性を必要とする趣旨から、主張事実について、一応確からしいとの推測を生じさせる程度に証明すること]

【2】過酷事故対策：福島原発事故の災禍は甚大であり、これを繰り返してはならない

(1) 基本的姿勢：経済性と原発事故による甚大な災禍を天秤にかけてはならない

福島原発事故の甚大な災禍を前に、これを繰り返してはならないという基本的姿勢を根底に据えている。

・その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を越えてしまう可能性さえあるのであって、単に発電の効率性をもって、これらの甚大な災禍と引換えにすべき事情であるとはいい難い。(p43～44)

^{*1} 決定の全文は「脱原発弁護団全国連絡会」のHPにあります。<http://www.datsugunpatsu.org/bengodan/news/16-03-09/>

(2) 過酷事故対策のためには、福島原発事故の原因究明が先

そして、福島事故の原因究明は「今なお道半ば」であり、「津波を主たる原因」としてしまっていないのかと問い、現時点で、福島事故を繰り返さないための、安全対策が可能なのか、また事故原因も解明されていない中で、新基準の策定にいたった規制委員会の姿勢を厳しく批判している。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり、本件の主張及び疎明の状況に照らせば、津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である。その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が、債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。 (p44)

(3) 「想定外」は許されない

関電の主張・疎明、新規制基準、国の許可では「公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない」と、関電と規制委を厳しく批判している。

・災害が起こる度に「想定を超える」災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うならば、十二分の余裕をもった基準とすることを念頭に置き、常に、他に考慮しなければならない要素ないし危険性を見落としている可能性があるとの立場に立ち、対策の見落としにより過酷事故が生じたとしても、致命的な状態に陥らないようにすることができるとの思想に立って、新規制基準を策定すべきものと考える。債務者の保全段階における主張及び疎明の程度では、新規制基準及び本件各原発に係る設置変更許可が、直ちに公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない。 (p45)

(4) 外部電源がCクラスの耐震性では不十分

関電は経済性を優先して、外部電源の耐震性はCクラス。非常用電源はSクラスとしている。これに対して、全交流電源喪失という福島原発事故を経験した後で、電源事故の備えは「相当に重厚で十分なものでなければならない」と批判している。

経済的観点からのこの発想が福島第一原子力発電所事故を経験した後においても妥当なのか疑問なしとしないが、そのような観点到仮に立つとすれば、電源事故が発生した際の備えは、相当に重厚で十分なものでなければならないというべきである。 (p 46)

[引用者注：新規制基準では、施設・機器の耐震設計上の重要度を厳しい順に「Sクラス」「Bクラス」「Cクラス」と分けている。「Cクラス」は一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの]

関電の事故対策では、地震で敷地内にひび割れ等が起きることは想定外で、電源車等は時間内に移動可能であることを前提にしているが、決定はこれらを批判。

・ディーゼル発電機の起動失敗例は少なくなく(甲 80)、空冷式非常用発電装置の耐震性能を認めるに足る資料はなく、電源車等の可動式電源が地震動の影響を受けるのは明らかである。 (p46～47)

したがって、新規制基準において、新たに義務化された原発施設内での補完的手段とアクシデントマネジメントとして不合理な点がないことが相当の根拠、資料に基づいて疎明されたとはいえない。 (p47)

- (5) 使用済み燃料ピットの冷却設備は耐震Bクラスで「一段安易な扱い」。これで安全なのか
関電は、使用済み燃料ピット（使用済み燃料プールのこと）については、ピットの水が漏れ
えいしたとしても補給できるから問題なしと主張しているが、ピットの耐震性、注入速度
等について十分な資料が提出されていないと指摘している。

使用済み燃料ピットの冷却設備の危険性について、新規制基準は防護対策を強化したものの、原子炉と異なり一段簡易な扱い(Bクラス)となっている。・原子炉だけでなく、使用済み燃料ピットの冷却設備もまた基本設計の安全性に関わる重要な施設として安全性審査の対象となるものというべきである。(p47)

基準地震動により使用済み燃料ピット自体が一部でも損壊し、冷却水が漏れ、減少することになった場合には、その減少速度を超える速度で冷却水を注入し続けなければならない必要性に迫られることになる。現時点で、使用済み燃料ピットの崩壊時の漏水速度を検討した資料であるとか、冷却水の注入速度が崩壊時の漏水速度との関係で十分であると認めるに足りる資料は提出されていない。(p47～48)

【3】耐震性能：活断層調査は不十分。基準地震動 700 ガルで十分なのか説明されていない

- (1) 活断層の調査は徹底して行われていない。断層が連動して動く可能性は否定できない

F0-A～F0-B～熊川断層及び上林川断層を危険なものとして取り上げ・債務者の調査が海底を含む周辺領域全てにおいて徹底的に行われたわけではなく(地質内部の調査を外部から徹底的に行ったと評価することは難しい。)、それが現段階の科学技術力では最大限の調査であったとすれば、その調査の結果によっても、断層が連動して動く可能性を否定できず、あるいは末端を確定的に定められなかったのであるから、このような評価(連動想定、長め想定)をしたからといって、安全余裕をとったといえるものではない。また、海域にある F0-B 断層の西端が、債務者主張の地点で終了していることについては、(原子力規制委員会に対してはともかくとしても)当裁判所に十分な資料は提供されていない。(p49)

- (2) 基準地震動は 700 ガルでいいのか、十分な主張・疎明がされていない

- (a) 断層長さに基づいて地震力を想定する松田式：想定される地震力のおおむね最大を与えると認めるに十分な資料はない

松田式の基となったのはわずか 14 地震であるから、このサンプル量の少なさからすると、科学的に異論のない公式と考えることはできず、不確定要素を多分に有するものの現段階においては一つの拠り所とし得る資料とみるべきものである。したがって、新規制基準が松田式を基に置きながらより安全側に検討するものであるとしても、それだけでは不合理な点がないとはいえないのであり、相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明をすべきところ、松田式が想定される地震力のおおむね最大を与えるものであると認めるに十分な資料はない。(p49～50)

(b) 耐専スペクトルと実際の観測記録の「乖離が存在するのであれば、耐専式の応答スペクトルが予測される最大値に近いと裏付けることができるのか、疑問が残る」(p50)

(c) 関電は、断層の傾斜角度等を変えていくつかのケースを検討しているが、「ケースを異ならせることによりどの程度の安全余裕が形成されたかを明らかにし得ていない」。(p50)

・以上の疑問点を考慮すると、基準地震動 Ss-1 の水平加速度 700 ガルをもって十分な基準地震動としてよいか、十分な主張及び疎明がされたということとはできない。(p50)。

(3) 断層モデルを用いた評価：関電の主張する「入倉レシピ」＝「最も確からしい姿」「平均像」を否定。パラメータは高浜原発敷地付近と全く同じとはいえず「平均性」の裏付けなし

・債務者のいう、地震という一つの物理現象についての「最も確からしい姿」(乙 16・53 頁)とは、起こり得る地震のどの程度の状況を含むものであるのかを明らかにしていないし、起こり得る地震の標準的・平均的な姿よりも大きくなるような地域性が存する可能性を示すデータは特段得られていないとの主張に至っては、断層モデルにおいて前提とするパラメータが、本件各原発の敷地付近と全く同じであることを意味するとは考えられず、採用することはできない。ここで債務者のいう「最も確からしい姿」や「平均的な姿」という言葉の趣旨や、債務者の主張する地域性の内容について、その平均性を裏付けるに足る資料は、見当たらない。(p50)

【4】避難計画：国が責任を持ち、基準に組み込むべきと、司法が初めて判断を示した

現在の避難計画は、自治体に責任を転嫁している。これを批判し、国が責任を持つこと、避難計画を基準に組み込むべきと、司法が初めて判断を示した。ここでも福島原発事故時の避難がいかに困難であるかを市民がよく知っていることを念頭に書かれている。

福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で視覚的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。このような状況を踏まえるならば、債務者には、万一の事故発生時の責任は誰が負うのかを明瞭にするとともに、新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要がある、その点に不合理な点がないかを相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明する必要があるものと思料する。

しかるに、保全の段階においては、同主張及び疎明は尽くされていない。(p52～53)

グリーン・アクション：京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

原発なしで暮らしたい丹波の会：南丹市園部町船岡薬無 8-2 こだま方 TEL:090-3862-2468 FAX:0771-86-8432

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会：大阪府北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581